

6. 日中活動の支援

(1) 生活介護

■内容

常に介護が必要な方に、昼間にサービス提供事業所や障害者支援施設などで、食事・入浴・排せつなどの介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

■対象者

下記のいずれかに該当する常に介護が必要な方など

- ① 障害支援区分3（障害者支援施設への入所は区分4）以上の方
- ② 50歳以上で障害支援区分2（障害者支援施設への入所は区分3）以上の方

■手続き

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き（2ページ）」をご覧ください。

■利用者負担額

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額（2～3ページ）」をご覧ください。

■サービス提供事業所

詳しくは（115～116ページ）をご覧ください。

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

(2) 自立訓練

■内容

《機能訓練》

身体障がいのある方などに、自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持・向上などのために必要な訓練・支援を行います。

《生活訓練》

知的・精神障がいのある方に、自立した生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上などのために必要な訓練・支援を行います。

■対象者

《機能訓練》

身体障がい者または難病等対象者で、下記に該当する方など

① 入所施設・病院を退所・退院し、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方

② 特別支援学校を卒業し、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方

《生活訓練》

知的・精神障がい者で、下記に該当する方など

① 入所施設・病院を退所・退院し、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方

② 特別支援学校を卒業し、継続した通院により症状が安定している方であって、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方

■手続き

「1 (1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き (2 ページ)」をご覧ください。

■利用者負担額

「1 (1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額 (2～3 ページ)」をご覧ください。

■サービス提供事業所 詳しくは (117 ページ) をご覧ください。

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話:0771-68-0007/FAX:0771-68-1166

(3) 就労移行支援

■内容

一般就労を希望する65歳未満の障がいのある方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練などを行います。

■対象者

- ①企業などへの就労を希望する方で、単独で就労することが困難なため、就労に必要な知識や技術の習得、就労先の紹介などに支援が必要な方
- ②あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師免許を取得することにより、就労を希望する方

■手続き

「1(1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き(2ページ)」をご覧ください。

■利用者負担額

「1(1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額(2～3ページ)」をご覧ください。

■サービス提供事業所

詳しくは(117ページ)をご覧ください。

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話:0771-68-0007/FAX:0771-68-1166

(4) 就労継続支援 (A型)

■内容

一般就労が困難な障がいのある方に、雇用して就労する機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練などを行います。

■対象者

企業などへの就労は困難だが、雇用契約による継続的な就労が可能な方で、利用開始時に65歳未満の下記に該当する方など

- ① 就労移行支援事業を利用したが、雇用には結びつかなかった方
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動をしたが、雇用には結びつかなかった方
- ③ 企業を離職したなど就労経験はあるが、現在は雇用関係がない方

■手続き

「1 (1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き (2 ページ)」をご覧ください。

■利用者負担額

「1 (1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額 (2～3 ページ)」をご覧ください。

■サービス提供事業所

詳しくは (117 ページ) をご覧ください。

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話:0771-68-0007/FAX:0771-68-1166

(5) 就労継続支援 (B型)

■内容

一般就労が困難な障がいのある方に、生産活動などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練などを行います。

■対象者

企業などへの就労は困難だが、就労の機会などを通じ、生産活動にかかる知識や能力の向上・維持が期待される方で、下記に該当する方など

- ① 就労経験はあるが、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方
- ② 50歳以上または障害基礎年金1級受給者
- ③ 就労移行支援事業などにより、就労面の課題などが把握されている方

■手続き

「1 (1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き (2ページ)」をご覧ください。

■利用者負担額

「1 (1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額 (2～3ページ)」をご覧ください。

■サービス提供事業所

詳しくは (117～119ページ) をご覧ください。

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話:0771-68-0007/FAX:0771-68-1166

(6) 就労定着支援

■ 内容

障害のある方との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
利用期間は3年を上限とし、経過後は、障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぎます。

■ 対象者

生活介護・自立訓練・就労移行支援又は就労継続支援の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある方で、就労を継続している期間が6ヶ月を経過した方。

■ 手続き

「1(1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き (2ページ)」をご覧ください。

■ 利用者負担額

「1(1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額 (2～3ページ)」をご覧ください。

■ サービス提供事業所

詳しくは (117ページ) をご覧ください。

■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話:0771-68-0007/FAX:0771-68-1166

(7) 療養介護

■内容

医療と常時の介護を必要とする方に、医療機関で、機能訓練や療養上の管理・看護・介護、日常生活の世話などを行います。

■対象者

長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者で、下記のいずれかに該当する方

- ①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者など、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方で、障害支援区分6の方
- ②筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の方

■手続き

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き（2ページ）」をご覧ください。

■利用者負担額

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額（2～3ページ）」をご覧ください。

■サービス提供事業所

詳しくは（119ページ）をご覧ください。

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

(8) たん き にゆうしょ短期入所

■ ないよう内容

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて障害者支援施設などで、食事・入浴・排せつの介護などを行います。

■ たいしょうしや対象者

障害支援区分1以上（障がい児はこれに相当する支援の度合）の方

■ てつづ手続き

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き（2ページ）」をご覧ください。

■ りようしやふたんがく利用者負担額

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額（2～3ページ）」をご覧ください。

■ ていきようじぎょうしょサービス提供事業所

詳しくは（119～120ページ）をご覧ください。

■ なんとうまどぐち担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

(9) 地域活動支援センター

■ 内容

障がいのある方が通える場所として、日常生活の支援や活動機会の提供、日常的な相談の支援を行いながら、社会との交流をうながします。

◎主な活動：フリーサロン・各種教室など

◎開所時間：基本的に月～金曜日の午前9時～午後4時まで

■ 対象者

障がいのある方

■ 手続き

各地域活動支援センターにお気軽に立ち寄ってください。継続的に利用される場合は、センターで登録用紙に氏名などを記入してください。

◎園部町：障害者支援施設京都太陽の園分場

電話：0771-68-1122／FAX:0771-68-1121

◎八木町：そよかぜ八木 電話：0771-42-5605／FAX:0771-42-5605

◎日吉町：そよかぜ日吉 電話：0771-74-3010／FAX:0771-74-3010

◎美山町：そよかぜ美山 電話：0771-75-5075／FAX:0771-75-5075

■ 利用者負担額

活動内容によって実費（参加費）が必要な場合があります。

■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX:0771-68-1166

(10) グループワーク

■内容

日ごろの悩みや精神的な不安を、グループ活動を通じて共有し、人とのつながりを強め、人と関わるための自信を回復していく活動です。

◎定例会

地域	会場	開催頻度／曜日	開催時間	主な活動
そのべ園部	こむぎ山健康学園	年7回／金曜日	10時～11時30分	レクリエーション等を通じての交流
やぎ八木	地域活動支援センター そよかぜ八木	年3回／木曜日	13時30分～15時	レクリエーション等を通じての交流
ひよし日吉	地域活動支援センター そよかぜ日吉	年3回／木曜日	13時30分～15時	レクリエーション等を通じての交流
みやま美山	地域活動支援センター そよかぜ美山	年3回／木曜日	13時30分～15時	レクリエーション等を通じての交流

※日程や詳しい予定についてはお問い合わせください。利用されている方には別途お知らせします。

◎交流会

年2回、定例会とは違った形で交流会を企画します。

事業利用者の意見を聞きながら外出活動やレクリエーションを企画し、事業利用者にあんない案内します。

■対象者

精神に障がいのある方

■参加申し込み

新規の参加者については、事前に担当窓口までお申し込みください。

■利用者負担額

活動内容によっては、実費（参加費）が必要な場合があります。

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

ほうもんせいかつかいごじぎょう
(11) 訪問生活介護事業

■内容

サービス提供事業所や障害者施設などへの通所が困難な方に対して、居宅に訪問支援員を派遣して、生産活動や社会参加の機会を提供します。

※身体介護、家事支援、医療行為（リハビリなど）及び見守り又は看護は行いません。

■対象者

本市に住所を有する18歳以上65歳未満の方で、下記のすべてに該当する方

- ① 障害支援区分3以上で、生活介護などの通所サービスの利用を認められた方
- ② 心身障がいのため、生活介護などの通所サービスの利用が困難な方

※ただし、社会福祉施設に入所されている方、療養介護を利用されている方、他事業などにおいて同等のサービスを受けることができる方、健康を害する恐れのある方は対象外です。

■手続き

<p>① 相談・申請書の提出</p>	<p>南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。 ≪必要なもの≫ ◎申請書</p>
<p>② 利用決定</p>	<p>利用の可否などを決定して、市から申請者に利用決定通知書を交付します。</p>
<p>③ サービスの利用</p>	<p>利用者はサービス提供事業者（120ページ）と契約し、サービスを利用してください。</p>

■利用者負担額

原材料費などの実費は利用者負担です。

■担当窓口

社会福祉課 電話：07771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

(12) 日中一時支援事業

■ 内容

サービス提供事業所や障害者支援施設などで、日中活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な生活訓練などを行います。

◎利用時間：午前8時～午後6時の1日8時間以内（土・日・祝日は月40時間以内）

■ 対象者

①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持ち、障がい
を理由として日常生活に支援が必要な方

②医師の意見書などにより「①」と同等の障がいがあると認められる方

※障害福祉サービスなどで同等の支援が利用できる方は、基本的に除きます。

■ 手続き

<p>① 相談・申請書の提出</p>	<p>南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>◎申請書</p> <p>◎障害者手帳の写し</p> <p>◎障害者手帳がない場合、医師の意見書・専門機関の判定書・特定疾病受給者証の写しなど障がいがあると認められる書類</p>
<p>② 調査</p>	<p>市職員が本人や家族に障がいの状況などをお聞きします。</p>
<p>③ 利用決定</p>	<p>利用の可否などを決定して、市から申請者に利用決定通知書を交付します。</p>
<p>④ サービスの利用</p>	<p>利用者はサービス提供事業者（123 ページ）と契約し、サービスを利用してください。</p>

■ 利用者負担額

利用者負担はありません。

■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

じゅうどしょうがいしゃとうしゅうろうしえんとくべつじぎょう
(13) 重度障害者等就労支援特別事業

■内容

じゅうどほうもんかいごとう サービスを **りよう** している **じゅうどしょう** がいのある方が **かた** 企業等に **しゅうろう** された時に、**つうきん** 通勤や **しょくばとう** 職場等で **ひつよう** 必要な **しえん** 支援（**ぎょうむがい** 業務外の **しえん** 支援）を **おこな** ヘルパーが行います。このサービスは、**しゅうろうさき** 就労先の企業が **きぎょう** 活用する「**しょうがいしゃこようのうふせいど** 障害者雇用納付制度に **もと** 基づく **じよせいきん** 助成金」（**じゅうどほうもんかいご** 重度訪問介護サービス利用者等 **りようしゃとうしよくばかいじよせいきん** 職場介助助成金、**じゅうどほうもんかいご** 重度訪問介護サービス利用者等 **りようしゃとうつうきんえんじよせいきん** 通勤援助助成金）と **へいよう** 併用する **ほうほう** 方法で **りよう** 利用する **こと** 事ができます。

■対象者（下記の全てに該当する方）

- ① **なんたんし** 南丹市が **こうふ** 交付する「**しょうがいふくし** 障害福祉サービス **じゅきゅうしゃしやう** 受給者証」で **じゅうどほうもんかいご** 重度訪問介護、**どうこうえんご** 同行援護、**こうどうえんご** 行動援護の **いづれかの** **しきゅうけつてい** 支給決定を受けている
- ② **みんかんきぎょう** 民間企業に **こよう** 雇用されている **また** 又は **じえいぎやう** 自営業の方で、**つうきん** 通勤や **しょくば** 職場における **しえん** 支援が **ひつよう** 必要な **かた** 方
- ③ **しゅうかん** 1 週間の **しよていろうどうじかん** 所定労働時間が **じかんいじょう** 10 時間以上

■手続き

① 相談・申請書の提出	<p>なんたんし 南丹市社会福祉課に しやかいふくし 相談の うえ、そうだん 申請書を しんせいしよ 提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ しんせいしよ 申請書 ◎ しょうがいふくし 障害福祉サービス じゅきゅうしゃしやう 受給者証の うつ 写し ◎ しえんけいかくしよ 支援計画書（こようぬし 雇用主から どくりつぎやうせいほうじんこうれい 独立行政法人 しやうがい 高齢・障害・求職者 きゅうしよくしや 求職者 こようしえんきこう 就業支援機構（じ J E E D）ど 確認済み かくにんす 計画書の けいかくしよ 写しを うつ もらってください） ◎ こようけいやくしよとう 雇用契約書等の うつ 写し また 又は じえいぎやうしゃ 自営業者であることを しめ 示す しよるい 書類の うつ 写し
② 調査	<p>ししよくいん 市職員が ほんにん 本人や かぞく 家族に しょうがい 障害の じやうきやう 状況などを き お聞きします。</p>
③ 支給決定	<p>しきゅうけつてい 利用の りよう 可否などを かひ 決定して、しきゅうけつていつうちしよ 支給決定通知書を こうふ 交付します。</p>
④ サービスの利用	<p>りようしゃ 利用者は ていきやう サービス提供事業者（じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護・どうこうえんご 同行援護・こうどうえんご 行動援護）と けいやく 契約し、りよう サービスを利用してください。</p>

■利用者負担額

ほんじぎやう 本事業の **りよう** サービス利用に **よう** 要した **ひやう** 費用の **わりまた** 1 割又は **しょうがいふくし** 障害福祉サービスの **しきゅうけつてい** 支給決定における **ふたんじやうげんげつがく** 「負担上限月額」と **どうがく** 同額です。

■担当窓口

なんたんし 南丹市社会福祉課 **でんわ** 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

しょうがいしゃしやうぎやう 南丹市障害者就業・生活支援センター **でんわ** 電話：0771-24-2181 / FAX：0771-20-1246